

西宮市個人番号カードを利用した多機能端末機及び証明書自動交付機による
証明書交付に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（以下「個人番号カード」という。）を利用した本市の電子計算機と電気通信回線で接続された証明書を自動で交付する機能を有する端末機（以下「証明書を自動で交付する端末機」という。）による証明書の交付に関し、必要な事項を定める。

(多機能端末機及び証明書自動交付機)

第2条 前条で規定する証明書を自動で交付する端末機は、次のとおりとする。

- (1) 民間事業者が運営するコンビニエンスストア（セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート）に設置された端末機（以下「多機能端末機」という。）
- (2) 本市が市役所本庁舎内及びアクタ西宮ステーション内に設置する端末機（以下「証明書自動交付機」という。）

(交付する証明書)

第3条 多機能端末機及び証明書自動交付機により交付する証明書は、次のとおりとする。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住民基本台帳法」という。）第12条第1項に規定する住民票の写し（以下「住民票の写し」という。）
- (2) 住民基本台帳法第12条第1項に規定する住民票記載事項証明書（以下「住民票記載事項証明書」という。）
- (3) 西宮市印鑑条例（昭和49年西宮市条例第18号）第14条に規定する印鑑登録証明書（以下「印鑑登録証明書」という。）
- (4) 現年度分の個人の市民税及び県民税の課税に係る証明書（以下「課税証明書」という。）
- (5) 戸籍法（昭和22年法律第224号）第120条第1項に規定する磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面（以下「戸籍証明書」という。）

(交付する日時)

第4条 多機能端末機及び証明書自動交付機により住民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書及び課税証明書を交付する日時は、次のとおりとする。

(1) 多機能端末機 月曜から日曜までの6時30分から23時まで

(2) 市役所本庁舎内に設置する証明書自動交付機 祝日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第2条に規定する休日をいう。以下同じ。)を除く月曜から金曜までの9時から17時30分まで

(3) アクタ西宮ステーション内に設置する証明書自動交付機 月曜から金曜までの9時から19時30分まで並びに土曜、日曜及び祝日の9時から19時まで

2 多機能端末機及び証明書自動交付機により戸籍証明書を交付する日時は、祝日を除く月曜から金曜までの9時から17時30分までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、多機能端末機及び証明書自動交付機により証明書を交付しない日は、次のとおりとする。

(1) 西宮市の休日を定める条例(平成3年条例第22号)第2条第1項第3号に規定する休日

(2) 多機能端末機及び証明書自動交付機のメンテナンス及びシステムのメンテナンスに要する日

4 前3項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、交付する日時を変更することができる。

(多機能端末機による交付)

第5条 多機能端末機により証明書の交付を受けようとする者の個人番号カードは、有効な利用者証明用電子証明書(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。)第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。以下同じ。)が格納されていなければならない。

2 多機能端末機により証明書の交付を受けようとする者は、多機能端末機に個人番号カードを認証させるとともに、個人番号カードに格納された利用者証明用電子証明書の暗証番号(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規

則（平成15年総務省令第120号。以下「公的個人認証法施行規則」という。）第42条第2項の規定により設定した暗証番号で、公的個人認証サービス事務処理要領（平成16年1月5日総行自第1号総務省自治行政局長から各都道府県知事あて通知）に規定する数字4文字からなる暗証番号をいう。以下同じ。）を入力しなければならない。

- 3 市長は、前項の場合において、入力された暗証番号が利用者証明用電子証明書の暗証番号と合致したときは、個人番号カードを所有する者が証明書の交付を申請したものとみなして、証明書を交付する。

（証明書自動交付機による交付）

第6条 証明書自動交付機により証明書の交付を受けようとする者の個人番号カードは、有効な利用者証明用電子証明書が格納されていなければならない。

- 2 証明書自動交付機により証明書の交付を受けようとする者は、証明書自動交付機に個人番号カードを認証させるとともに、個人番号カードに格納された利用者証明用電子証明書の暗証番号を入力しなければならない。

- 3 市長は、前項の場合において、入力された暗証番号が利用者証明用電子証明書の暗証番号と合致したときは、個人番号カードを所有する者が証明書の交付を申請したものとみなして、証明書を交付する。

（交付できない場合）

第7条 多機能端末機及び証明書自動交付機により証明書を交付できない場合は、次のとおりとする。

- （1）本市に住民登録がない者が証明書の交付を受けようとする場合
- （2）暗証番号を3回間違えて入力した場合
- （3）個人番号カードが多機能端末機、証明書自動交付機及び本市のシステムで認証できない場合
- （4）個人番号カードが有効な個人番号カードでない場合
- （5）利用者証明用電子証明書の有効期間が満了している場合
- （6）その他市長が交付することが適当でないとする場合

（その他）

第8条 多機能端末機及び証明書自動交付機により証明書の交付を受けるために個人番号

カードに格納されていなければならない利用者証明用電子証明書に関することは、公的個人認証法、公的個人認証法施行規則及び総務省からの通知等の例によるものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年2月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和2年1月14日から実施する。